

令和7年度 沖縄県薬事審議会

- 1 日 時：令和8年2月12日（木）14：30～15：30
- 2 場 所：沖縄県庁 4階 第2会議室及びWEB
- 3 出席者：6名

沖縄県薬事審議会委員

- | | | |
|-----|----|----------------------------|
| 会 長 | 前濱 | 朋子（一般社団法人沖縄県薬剤師会 会長） |
| 委 員 | 中村 | 克徳（琉球大学病院 薬剤部 部長） |
| 委 員 | 崎濱 | 秀海（一般社団法人沖縄県歯科医師会 理事） |
| 委 員 | 平良 | 孝美（公益社団法人沖縄県看護協会 会長） |
| 委 員 | 村田 | 美智子（一般社団法人沖縄県薬剤師会 理事） |
| 委 員 | 親泊 | 康行（一般社団法人沖縄県医薬品登録販売者協会 会長） |

4 審議会次第

・ 議事

- （1）地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定状況について
- （2）医薬品販売制度における法令遵守に向けた取組等について
- （3）医薬品医療機器等法の改正について
- （4）その他

5 審議会内容等

【議事1】地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定状況について

- ・ 事務局：地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の概要及び役割について、資料を用いて説明。地域連携薬局について、去年は2薬局からの返納の手続きがあり、そのうち認定要件を満たせなくなったとして、返納の手続きを行った1薬局については、その後、要件を満たし、再度新規に認定している。その他2薬局を新規に認定し、現在は総数7薬局を認定していることを報告。また、専門医療機関薬局については、令和6年12月から、0件となっていたが、昨年9月に1薬局を新規に認定し、現在は全数1薬局となっていることを報告。

全国の認定状況について資料を用いて説明。沖縄県は、人口10万人当たりの薬剤師数が全国最下位となっており、慢性的な薬剤師不足の現状があることから、認定薬局の要件を満たすことが難しい状況であること、認定薬局の要件は満たせないものの、認定薬局に求められている役割に関する内容に取り組んでいる薬局が多くあることを説明。

- ・平良委員：2ページの地域連携薬局ですが、令和6年度の全数が6件、令和7年12月末時点の新規が3件ですと、合計が9件になると思うのですが、全数が7件になっています。令和7年度に2件、認定を取り下げた薬局があったということですか。
- ・事務局：2薬局とも認定要件を満たせなくなっただけの返納ですが、その返納した2薬局のうち1薬局が、再度新規認定をしており、その他に2件新規認定があったので、3件の新規で合わせて現在は7件という状況です。
- ・平良委員：増えてるけど総合的な数はおりてる（認定を取下げている）から足りないってことですよ、月30件の報告要件が満たせなかったというのが理由ですか。
- ・事務局：地域包括ケアシステムに関する研修や他の医療施設への情報提供の実施ができていなかったという理由で返納されています。
- ・平良委員：薬剤師さんの人口10万人あたりの人数が沖縄県は少ない、人が足りてないからそういうことができないということでしょうか。
- ・村田委員：いろんな理由がありますが、直接的な原因は薬剤師数が足りないこと。外来の通常業務を行いながら報告書を書く時間がないとこなせないというところで、平均30件に満たなかったところが（認定を）おります。また、認定期間が1年となっているので、1年ごとの洗い直しなので出入りはあります。色んな状況があり、例えば薬価改正が経営に関係するので、ここに力を入れると他がおろそかになるなど、そういう現実があると推測します。
- ・平良委員：他の県ではなんとか数があるのは、沖縄県ではそれだけ薬剤師の数がたりないと。
- ・村田委員：そう推測します。
- ・平良委員：看護の分野では記録物で超過勤務が発生したりする事例があったので、できるだけ簡素化するとか、ICTを活用するとか出てきてますが、薬局ではまだでしょうか？
- ・村田委員：情報提供の内容は必ずこれ全部ではなく、書き方としては決まったフォームがあるので、もう少し簡素化する要素はあるかもしれません。その仕組みづくりも薬局によって差があって試みているところです。

- ・平良委員：さまざまな要因があつて7件に留まっているが、皆さんの努力は伝わりました。

【議事2】医薬品販売制度における法令遵守に向けた取組等について

- ・事務局：厚生労働省が実施している「令和6年度医薬品販売制度実態把握調査結果」について報告。全国的に改善が見られたものとしては「指定第2類医薬品の注意喚起の状況」「濫用等のおそれのある医薬品を複数個購入しようとしたときの対応について」、遵守率が低下しているものとしては「第1類医薬品販売において情報提供された内容を理解したかどうか等の確認の有無」。沖縄県内では、調査対象施設37施設すべて店舗販売業の施設で、沖縄県管轄が27施設、那覇市管轄が10施設であった。沖縄県及び那覇市内を管轄している那覇市保健所の取り組みとして、不遵守項目があつた施設については、すべての施設を対象に、各保健所で立ち入りを行い、遵守状況の確認等を行うこととしており、不遵守項目があつた沖縄県管轄9施設のうち状況確認を実施した5施設において、不遵守は確認されなかったこと、今後全施設の状況を確認する予定となっていることを説明。また、那覇市管轄9施設についても、状況を確認したところ、不遵守が確認されなかったこと、遵守されている施設に関しても、国の調査で不遵守項目を確認されていることを伝え、改めて適切な販売方法の実施をすよう伝えていることを説明。
- ・親泊委員：沖縄県の調査した店舗は個人の店舗なのか、ドラッグストア等のチェーンの店舗なのかわかりますか。
- ・事務局：今回はチェーンだけとなっています。
- ・親泊委員：県の管轄も那覇市の管轄もチェーンドラッグを対象とした調査結果と理解してよいですか。
- ・事務局：はい、いずれもチェーン店となっています。
- ・親泊委員：個人店は情報がどこまで届いているのか、また、情報発信もしにくい状況にあるので協会としても把握しきれていない。どこまでどういった状況なのかわかれば協会としても全体としても指導ができるので、できれば個人店舗も見てもらって、情報が入れば共有して頂きたい。消費者に対してもオーバードーズが一番問題と思うので、協会としてもどうにかできないか考えているところ。
- ・事務局：親泊委員の意見について、すみませんが、調査の実施主体が厚労省であり、また厚労省から委託を受けた会社が覆面調査を実施していますので、今ありましたご意見については、何らかの機会を通じて国の方へお伝えしていきたいと考えています。

- ・平良委員：令和8年の診療報酬改定でOTCのお薬が病院等で処方して薬局へ行くと4分の1負担になる方針をだしていますが、予測として店舗で買う人が多くなるでしょうか。
- ・村田委員：お忙しい人はそうかもしれないですが、そうでない人は病院の方でもらうのではないのでしょうか。価格的にもですが。
- ・平良委員：今でさえ、聞き取りが遵守されてない状況なのに、業務量が多くなることでさらに雑になるのではないかと心配で質問した次第です。
- ・村田委員：それは懸念しています。OTCへシフトしていくと業務が煩雑になり、説明がもれがちになるのではないかと心配は少しあります。薬剤師を増やしてほしいですね。
- ・前濱会長：医療用をOTCへスイッチする時には国の委員会で安全か確認した上で決まりますが、実際に動き出したら薬剤師会としてもきちんと説明するように、患者さんを追えるようになんらかの形で顧客名簿みたいなものがあるといいなと思いますが、どこでも買えるようになるので、お薬手帳に貼りましょうみたいな仕組みができるといいなと今のお話で思いました。
- ・村田委員：県外では実際にあるお話で、マイナンバーカードでは追えないのでお薬手帳にOTCのお薬も貼っていこうという動きがでています。

【議事3】医薬品医療機器等法の改正について

- ・事務局：施行後5年をめどとする検討規定に基づき、医薬品の安定供給、品質確保、創薬環境整備、薬局機能強化を目的として昨年5月に薬機法が改正されたことについて、資料を用いて説明。①濫用のおそれのある医薬品がこれまでの省令規定から、法36条の11の新設により法制化されたこと②指定濫用防止医薬品の販売方法として、18歳未満への大容量製品の販売や複数個の販売を禁止、確認・情報提供の方法は、対面または映像と音声によるリアルタイムでの通信が可能なビデオ通話などのオンラインとされ、販売する際は、薬剤師等による購入者の状況の確認及び濫用等に係る情報提供の実施や、必要な場合の氏名・年齢等の確認が義務化されたこと、陳列場所に関して、現在は情報提供場所から7メートル以内となっていて、顧客の手の届かない場所への商品陳列又は継続的に配置された専門家から目の届く範囲への陳列に変わること、その他、頻回購入対策を整理した指定濫用防止医薬品販売等の手順書の作成が義務づけられたこと③指定品目については、これまで6成分に加え、デキストロメトルファンとジフェンヒドラミンの2成分が追加され、外用剤は対象外となる見込

みであること④要指導医薬品のオンライン服薬指導が可能となったが、適正使用のために必要な確認を対面で行うことが適切な品目は対象から除外可能とされ、別途、特定要指導医薬品として指定されたこと⑤緊急避妊薬について、服薬指導時に聴取した情報を踏まえ、16歳未満の者や、性犯罪被害等が疑われる場合には、ワンストップ支援センター等の支援機関に連絡を促すことや、薬局から直接児童相談所へ通報するなど、地域の支援機関と連携して被害者を救済できる体制の整備が求められていることを説明。また、指定濫用防止医薬品の販売に際し、ゲートキーパーとしての役割を果たすため、支援相談窓口の紹介やリーフレット渡す等の検討が推奨されることと合わせて厚労省の作成したリーフレットを紹介。

- ・ 平良委員：緊急避妊薬を販売できる薬局というのは登録ですか、沖縄県内はどのくらいありますか。
- ・ 事務局：表を示し説明。62件あります。薬局と店舗販売業の合算になります。薬局等が県内すべてで今897件ですので、全体の6.9%である62件で、緊急避妊薬の販売が可能という状況になっています。
- ・ 村田委員：各薬局は要件を満たして順次、登録していくのでどんどん増えていくかなと期待しています。

【議事4】その他

- ・ 事務局：最近ゾンビタバコといって問題となっているエトミデートの件について情報提供。昨年1~2月頃から、大麻事犯や補導された若年層が電子タバコのカートリッジ型で所持している事例が確認された。実際の成分は歯科の現場で使用される笑気麻酔とは全く異なるもので、東南アジアからの輸入と推測される。県、県警、麻取、税関、海保で会議を開催し、県内での注意喚起の必要性を確認し、5月に県、県警、麻取、税関の4者で電子タバコの液体への注意喚起の注意報を発令。県警が検出したエトミデートの成分分析結果を厚労省に情報提供した結果、5月16日には国の指定薬物に指定された（異例のスピード）。その後も中学生の逮捕事例などが発生。先日、県警が百名規模の密売組織を摘発し、指定薬物指定後は所持が麻薬や大麻と同様に処罰対象となるため、以前よりは落ち着いているという見方もあるが、中学生の摘発が続いているため、教育庁や県警と連携し普及啓発を進めている。県警少年課と協力し、薬物乱用防止啓発ソングも作成し、県の公式YouTubeで公開中。
- ・ 平良委員：乱用防止に関する知識の普及は有効か、それとも人間関係の中で広がる問題か。

- ・事務局：生きづらさを抱える子供たちが薬物に手を出す傾向があるため、ダメゼッタイだけでなく、そこも一緒に進めて行きましょうというのが今の薬物乱用防止教育の流れです。
- ・平良委員：エトミデートの依存性は高いか。
- ・事務局：香港政府では死亡事例も報告されており、依存性も高いと言われていいます。
- ・親泊委員：オーバードーズに関する全国的な調査で沖縄県のデータはありますか。
- ・事務局：都道府県別のデータはありませんが、国立精神・神経医療研究センターが全国調査の一環で実施している調査ですが昨年開催した研修会で、特に女性のOTCオーバードーズが多いこと、その背景には生理痛などへの対応で痛み止めへのハードルが低いことや生きづらさがあることが報告されていました。また、薬の販売規制だけでなく、使う側のフォローも必要ということが報告されていました。
- ・親泊委員：乱用防止医薬品の販売における確認作業や注意喚起は重要。
- ・前濱会長：マイナンバーカードが普及して、薬歴とか見れるのですが、OTCのことを考えるとお薬手帳も持ってほしいなと思いました。登録販売者協会と連携してお薬手帳にOTCについても貼っていきこうって運動ができるといいなと思いました。